告示

○金融庁告示第二十五号

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第九条の三第一項後段の規定により損害保険料率算出機構から平成二十七年九月三十日付で変更の届出のあった地震保険基準料率について、同法第十条の五第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十九日　　金融庁長官　森　　信親

地震保険基準料率の一部を次のとおり改める。

第３地震保険契約の基準料率４基本料率および割引率(1)基本料率の規定を次のとおり改める。

「(1)　基本料率（注１）

イ　下記ロ以外の地震保険契約

都道府県＼構造区分	イ構造	ロ構造（注２）
北海道	0.81	1.53
青森県	0.81	1.53
岩手県	0.68	1.14
宮城県	0.95	1.84
秋田県	0.68	1.14
山形県	0.68	1.14
福島県	0.74	1.49
茨城県	1.35	2.79
栃木県	0.68	1.14
群馬県	0.68	1.14
埼玉県	1.56	2.79
千葉県	2.25	3.63
東京都	2.25	3.63
神奈川県	2.25	3.63
新潟県	0.81	1.53
富山県	0.68	1.14
石川県	0.68	1.14
福井県	0.68	1.14
山梨県	0.95	1.84
長野県	0.68	1.14
岐阜県	0.81	1.53
静岡県	2.25	3.63
愛知県	1.71	2.89
三重県	1.71	2.89

都道府県＼構造区分	イ構造	ロ構造（注２）
滋賀県	0.68	1.14
京都府	0.81	1.53
大阪府	1.32	2.38
兵庫県	0.81	1.53
奈良県	0.81	1.53
和歌山県	1.71	2.89
鳥取県	0.68	1.14
島根県	0.68	1.14
岡山県	0.68	1.14
広島県	0.68	1.14
山口県	0.68	1.14
徳島県	1.35	3.19
香川県	0.95	1.84
愛媛県	1.20	2.38
高知県	1.35	3.19
福岡県	0.68	1.14
佐賀県	0.68	1.14
長崎県	0.68	1.14
熊本県	0.68	1.14
大分県	0.95	1.84
宮崎県	0.95	1.84
鹿児島県	0.68	1.14
沖縄県	0.95	1.84

ロ　特約火災保険契約に付帯する地震保険契約

都道府県＼構造区分	イ構造	ロ構造
北海道	0.73	1.37
青森県	0.73	1.37
岩手県	0.62	1.03
宮城県	0.86	1.65
秋田県	0.62	1.03
山形県	0.62	1.03
福島県	0.66	1.33
茨城県	1.20	2.50
栃木県	0.62	1.03
群馬県	0.62	1.03
埼玉県	1.40	2.50
千葉県	2.03	3.27
東京都	2.03	3.27
神奈川県	2.03	3.27
新潟県	0.73	1.37
富山県	0.62	1.03
石川県	0.62	1.03
福井県	0.62	1.03
山梨県	0.86	1.65
長野県	0.62	1.03
岐阜県	0.73	1.37
静岡県	2.03	3.27
愛知県	1.54	2.60
三重県	1.54	2.60

都道府県＼構造区分	イ構造	ロ構造
滋賀県	0.62	1.03
京都府	0.73	1.37
大阪府	1.19	2.15
兵庫県	0.73	1.37
奈良県	0.73	1.37
和歌山県	1.54	2.60
鳥取県	0.62	1.03
島根県	0.62	1.03
岡山県	0.62	1.03
広島県	0.62	1.03
山口県	0.62	1.03
徳島県	1.20	2.85
香川県	0.86	1.65
愛媛県	1.07	2.15
高知県	1.20	2.85
福岡県	0.62	1.03
佐賀県	0.62	1.03
長崎県	0.62	1.03
熊本県	0.62	1.03
大分県	0.86	1.65
宮崎県	0.86	1.65
鹿児島県	0.62	1.03
沖縄県	0.86	1.65